

## 情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会（第9回）

日時：平成23年3月14日（月）10：00～11：06

場所：内閣府本府地下講堂

### ○出席委員

楠委員、野原委員（会長）、松村委員、森委員（会長代理）

※この他の出席者：吉田内閣官房内閣参事官、松永内閣官房内閣参事官、竹村内閣官房内閣参事官

### 1. 報告書案について

（配布資料）

資料：情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会報告書  
（案）

参考資料：各府省に対する追加書面調査の結果

## 開会

○野原会長 ただいまから、I T戦略本部に設置されました情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会の第9回を開催いたします。

会議の前に、このたびの大震災で亡くなられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災者の方々にお見舞いを申し上げたいと思います。そして、今も救命・救援に当たられている方々に感謝をしたいと思います。

この専門調査会でも大震災の影響があり、欠席する委員や現在こちらに向かっておられる委員もおられ、開始に間に合った委員が3名となっております。大震災の被害にショックも大きいですが、集まることができた者で、冷静に自らの役割を果たしたいと思います。

それでは始めます。今回も、前回までに引き続き、インターネットにより中継をしていただくとともに、配布資料についてもI T戦略本部のサイトでご覧いただけるようになっております。

今日は、阿久津政務官がご出席いただく予定でしたけれども、大震災の関係でご欠席となっております。

それでは、本日の資料の確認をまず事務局からお願いします。

○竹村参事官 本日の資料でございますけれども、専門調査会の報告書（案）と、参考資料として、各府省に対する追加書面調査の結果となっております。

以上でございます。

○野原会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題の「報告書案について」に移りたいと思います。資料については既にメーリングリスト上で我々は見ているわけですが、全体を通して事務局からざっとご説明いただきます。

○竹村参事官 報告書案でございますけれども、大きく分けて3部構成になってございます。第1章「総論」部分と第2章「主要な項目に対する提案」ということで6項目、第3章として「その他の検討項目」というふうになってございます。

まず第1章の「総論」のところについてご説明をいたします。資料の3ページ目をおめくりください。

「本専門調査会の位置づけ」でございますけれども、本専門調査会は、新しいI T戦略の中で、情報通信技術の利活用を阻む既存の制度等の徹底的な洗い出しを行い、それらの抜本的な見直しを図るということで設けられたものでございます。

10月19日に第1回が開催され、6回にわたりヒアリングを実施して本日の会合に至ったということでございます。

調査の方法としては、検討すべき項目の候補として、これまでの過程で国民、各府省から寄せられた規制・制度の見直し提案、及びI T戦略に記載された項目、全部で約400項目の中から整理をいたしまして絞り込んだものでございます。

本調査会の場で実際に関係者を招聘したものが全部で8項目、そのほかのものについて

は書面による調査を行ったということでございます。

4 ページに参りまして、情報通信利活用に関する制度については、各府省でも検討されているわけでございますけれども、本専門調査会としては、IT の利活用を国民の視点から見て抜本的な規制の見直しをするという観点から検討を行ったということでございます。

2 番目に行きまして、多岐にわたるヒアリングを実施して結果、利活用を妨げているのは、個別分野の規制だけではなくて、その背後にある幾つかの共通要素があるということが明らかになったということでございます。

まず、「漠然とした、抽象的な懸念による規制」ということで、国民の健康・安全を守るという規制、あるいはプライバシーを守るという規制に関しまして、漠然とした抽象的な懸念が支配的になっていて、特定のケースを制度全体に当てはめたり、エビデンスをベースにした具体的な議論はされてないという問題がございました。

それから(2)で、「IT で実現できることに関する理解不足」ということで、IT は一方的な情報提供しかできないという思い込みがあるなど、現在のIT 技術でできることに対する理解不足があるというふうな現象が見受けられたということでございます。

それから、「国民の事実誤認による委縮」といたしまして、所管省庁より事実誤認との回答が寄せられたことが多かったわけでございますが、これは民間において制度に対する正しい理解が浸透していない、あるいは規制を執行する側の誤った理解に基づく指導や制度運用が行われているという可能性があるものかと考えられます。

それから、6 ページ「行政の縦割り」と推進役の不在」ということでございまして、省庁横断的な検討依頼を行っても、各府省の審議会での議論の結果、当初の目的とは異なる結論が得られてしまうとか、あるいは各府省でルールを共通化していくことが困難というふうな状況がございました。

また、規制・制度改革を進めていく上で推進役が不在で検討がなされないこと、あるいは検討がなされたとしても長い時間がかかってしまうこととということが見受けられました。

例えば、個人情報保護ガイドラインにおきまして、所管ごとにガイドラインを作成していて、統一的なガイドラインを策定するということが実際には改正されていないという事例ですとか、あるいはフェアユース制度の導入についても、当初の知財推進計画での求めによる文化庁での検討というのが行われたわけでございますけれども、本来の目的とは異なる結論が審議会において出されているというふうなものでございます。

次のページに行きまして、こういった問題を踏まえた「基本的な対処方針」でございますけれども、まず「規制等の見直し」ということで、規制がイノベーションを阻害しないように、最新の技術によるサービスの享受が可能となるよう、新しい最新の情報に基づいた検討を行って、事実に基づきIT 専門家を加えて検討を行うことが求められるということでございます。

特に、情報提供や意思の確認を行う際に対面や書面を求めるような規制については、新たなルールを設けることで規制の目的を満たすという視点で規制を見直していく。

あるいは、国民の側に事実誤認があるものについては、国民の側に誤解が生じないように、正しいルールの解釈について周知を行っていくということでございます。

それから次のページ、(2)でございますが、「スケールメリットを活かした推進体制の構築」ということで、政府部門のIT統括組織を強化して、地方との連携も含めてITの利活用を統括し、推進していくことが必要ではないか。特に電子行政タスクフォースにおいて検討されてきております政府CIOの考え方を支持していきたいということでございます。

それから、地方行政につきましては、単に地域主権という観点からすべて地方に任せているというスタンスじゃなくて、政府CIOが政府部門のIT利活用の推進役として、地域に任せた方が効率的な分野と、全国どこにでも同じような行政サービス、統一的にしたほうが効率的な分野に分けた上で、共通化できる部分は共通化していくということで、地方行政の効率化を支援していくべきではないかということでございます。

以上、簡単ではございますが、第1章に関する説明でございます。ひとまずここでご議論いただければと思います。

○野原会長 では第1章の「総論」について何かご意見があれば。3名なので人数が少ないですけども、何かいかがですか。ないですか。

では、次に行きたいと思います。第2章の「主要な項目に関する提案」については、当初はそれぞれ取りまとめていただいた委員の方々にご発表いただこうと思っていたのですが、楠委員だけしか今日のご出席いただけていませんので、それ以外の部分については事務局からご説明いただきます。では、お願いします。

○竹村参事官 それでは、第2章の第1の項目でございまして、「一般用医薬品のインターネット販売等について」でございます。これにつきましては岩瀬委員に取りまとめを行っていただきましたけれども、22ページの「改革の基本的な考え方」のところをご覧いただきたいと思います。

一般医薬品の販売規制につきましては、生命・身体にかかわるものであり、経済的なものに比べて原状回復が困難である、あるいは過去に薬害事件が生じたことから規制当局は慎重な対応にならざるを得ないということでございました。また、医薬品には副作用リスクがあるということから、安心・安全に購入し、使用したいという国民のニーズも強いということでございます。

一方で、近くに薬局・薬店がないことや、センシティブな疾病の場合に対面では購入しにくいという理由によりまして、インターネットで医薬品を購入したいというニーズが国民にあるのも事実でございます。

本調査会では、両方の立場の方からヒアリングを行った結果、対面に限定しなくても、ITを活用することにより薬事法で求められている情報提供を行うことは可能であるという結論を得たものでございます。

そのため、医薬品販売に求められる安全性を確保するためのルールを設け、インターネ

ット販売など非対面販売を認めるべきであるというふうに考えます。また、IT技術の活用による医薬品販売の安全性の向上や薬害被害の拡大防止のために、違法医薬品サイトの規制ですとか、あるいは医薬品購入者の把握による新たな副作用の発生を的確に購入者に伝えることや、医薬品の回収などを行うことを検討すべきであるということでございます。

これは、IT戦略の工程表にも、医薬品データベースの活用による医薬品安全対策の推進ということがありますので、こういったものも発展的に見直していくということが望ましいということでございます。

23ページに具体的な提案がございます。「ネット販売のルール策定」ということで、資料に書いてあります5つの観点から、医薬品販売に求められる安全性を確保するためのルールを策定して、そのルールの遵守をネット販売の事業者には義務づけるというものでございます。

それから、「副作用報告の見直し」につきましては、対面販売と非対面販売で副作用リスクについてどういうふうな差があるかについて十分なエビデンスがないということで、副作用報告では購入経路に関する情報について可能な限り報告を求めるとことがされているのみで、必須のものとして報告が求められていないということで、副作用報告について購入経路の報告を必須のものにしてはどうかというものでございます。

それから、(2)の「IT活用による医薬品販売の安全性向上」については、医薬品の個人輸入におきまして健康被害が生じているということから、まず消費者が国内で販売を認められている医薬品の販売をしているサイトを容易に見分けられるような仕組みを設けるということ。それから、医薬品を個人輸入した場合のリスクに関する情報について、インターネット上での啓発を充実・強化すること。それから、薬局・薬店に対して、購入者の同意を得た上で、購入者の連絡先と購入医薬品に関する情報を一定期間保存して、副作用が発生した場合には注意喚起を行うということルール化していくこと、ということ提言してございます。

次に行ってよろしいでしょうか。

○野原委員 引き続きお願いします。

○竹村参事官 「政府統計データの活用」については折田委員が取りまとめ役のものでございます。27ページをご覧いただきたいと思えます。

「基本的な考え方」といたしまして、統計調査票等の二次的利用については、対象となる統計とその提供範囲が限定的で、制度開始直後とはいえ、二次的利用が進んでいるとは言いがたいということでございます。

一方、政府統計データに対して民間ニーズが強いということで、二次的利用の対象となる統計の種類を増やすというだけではなくて、学術機関以外に提供範囲を拡大することによって、政策提言ですとかビジネス活用など、新しいサービスや利活用が促進されるのではないかとございます。

それから、統計調査の回答者の協力を得るために、二次的利用の拡大を含めまして、回

答者に対して統計調査の結果をフィードバックして、プライバシーに関する漠然とした不安というのを解消するとともに、統計の回答者に統計の結果を活用してもらうことが必要でないかということでございます。

一方、回答者の委縮効果によって結果的に精緻な統計の取得が制約されて、本来の統計の目的が達成できなくなるおそれがありますので、正確な統計情報を得ることを第1としつつ、2次的利用の拡大を含め、回答者はもとより国民に対して周知をしていくということが必要ではないかということでございます。

具体的には28ページを見ていただきまして、匿名化の難易度が比較的低いオーダーメイド集計ですとか、統計データの中でも匿名度の高いものなど、できるものから民間に提供していったって、その検討をスピードアップしていくべきではないかということでございます。

それから、調査自体をインターネットによって実施することを含めて、回答する側のインセンティブを考慮した調査方法を検討すべきというものでございます。

それから、事後的にプライバシーの問題に対するリスクはゼロにはなりませんので、事前対策はもとより事後対策を明確にした上で、リスクに関する問い合わせ先を透明化し、できるだけ詳細な形で広く利活用できるようにするというところでございます。その際に、利用実績で先行する諸外国の例を参考にすること。さらにオーダーメイド統計よりさらに自由度の高いオンデマンド集計を可能にするということによって統計データの利用促進が図れるのではないかとということもございます。

「対処方針」としまして、正確な統計情報を得ることと第1としつつ、政府の保有する統計情報の2次的利用を推進する方策を早期に検討・実施する、平成23年度検討、結論ということでございます。以下に記載してございます考慮すべき項目を考慮しつつ、23年度中に検討、結論というふうな対処方針でございます。

次に、「書面を要する手続き・事務全般の電子化」につきましては楠委員が取りまとめをしていただきましたので、お願いいたします。

○野原会長 そうですね。では、楠委員お願いします。

○楠委員 「書面を要する手続き・事務全般の電子化」についてお話をさせていただきます。

問題としては、もともとe-Japanのときに、ともかくあらゆる手続きを電子化しようということで、カバレッジを押さえようとした。いっばいつくったのだけれども、実際にはなかなか使われないものが多かったということで、利用率を見直したタイミングでかなり多くの電子的キーが廃止された。ただ、使われない理由はいろいろありまして、そもそも件数が少ない場合もあれば、単に使いにくい、面倒くさくて使われない、いろいろな理由があるわけで、やはり基本的にはどうやって使われるようにより便利にしていくかという観点から大きな見直しが必要であろうということで検討をいたしました。

「基本的な考え方」としましては、1つの阻害要因としては、当時PKIが広く使われるだろうという前提のもとで電子署名法等の基盤を整備したのですけれども、結果的には

それ以外の認証が広く使われている。なおかつ、それらは現行法で決して禁じられてはいないのですけれども、特に慣行として使われている例が少なかったりですとか、ルールが決まっていないというようなことで、少しずつ試みが広がっているという状況であります。例えばアマチュア無線の免許申請等では、ID・パスワードに切りかえることによって数十倍に電子申請の割合が増えたというような例もあります。

またもう1つ、電子化に対してさまざまなリスクを懸念する声がありまして、それによって対面の手続きと比べて過度に複雑な手順や本人確認を必要とした。また、自治体が自由にIT化ができたのですけれども、なかなか予算措置等が難しく進まなかった。また特に、これは処方箋の電子化なんかもそうなのですけれども、電子化されることによってIT投資をしていない既存の事業者がかえって不利になるのではないかというようなご懸念があったというような点が大きな阻害要因となっております。

それに対する「対処方針」なんですけれども、やはりさまざまな環境で容易に使えるようにしていくということが重要だと考えておりまして、今回、被災地でもパソコンじゃなくてほとんどの方々が携帯電話でインターネットにアクセスをしていらっしゃる。そういうさまざまな環境から電子政府にアクセスできるということが重要ですし、同時に、その電子政府というのは必ずしもITを使いこなす人のためではなくて、政府の業務を電子化していくことによって、これまで紙を使っていた人々にとっても便利になるような世界というものを目指していかななくてはいけないということがあります。

それで、めくっていただきまして32ページです。また特に手続きだけではなく、いろいろな既存の紙を使っている行政事務というのがありまして、これらに関しては特に規制があるわけではないのですけれども、IT化が進んでいないということで、きちりその実績を積み上げていくことによって慣行を打破していく必要があるというふうに考えます。

そういったことを踏まえて、平成23年度中に下記の施策というものを検討いたします。

1つは、既に行政手続き等における本人確認に関する調査というものが行われていますので、これに基づいてきちりとオンラインと対面での本人確認の状況というものを照らし合わせていくということと、既に非常に高いレベルの本人確認を要求している公的個人認証を利用するすべての電子手続きについて、こちらも既に出ているガイドラインに従って再点検を行って、過度な要求をしているものに関しては見直していくべきでしょうと。

また、いわゆる行政手続きではない、例えば委員の委嘱のような事務一般に関しても、本来紙がなくてもできるものが多くありますので、そのための体制を整備して、実際に紙を使わない手続きというものを実施をする、やってみせることによってできるということを実証していく必要があるということがございます。

また、現状、電子署名認証ガイドラインにおいては、GPKIとの相互接続が前提となっているのですけれども、既に各府省が独自にやっているID・パスワードを使った認証に関しても、大きな枠組みの中でこういった形で捉えていくのか、共通化していく方向も含めて、こういった認証のあり方が適切であるかということを考えていく必要がある。

最後に、特に紙でやっていることとITでやっていることをばらばらに捉え過ぎることによって、ITについて改めてリスクを洗い出していく中で、手続きが非常に過度に複雑になっていくという問題がありましたので、そうではなくて、そもそも紙でやっているいろいろな安全対策というのが電子においてどういったものに相当していくのかということに関してガイドラインを用意していくということが必要であろうというふうに考えております。

具体的には電子署名法3条の推定項に限定せずに、民訴228条でどういった文書が真正に成立したと推定されるかということを検討する。また、今回幾つもの項目でありましたが、何をもって電子的に通知したとみなせるかという方法の例示、また印鑑というのは、これは根拠法がはっきりしないのですけれども、契約の印鑑、割印、訂正印、止印、消印、さまざまなものがありまして、これらと電子文書において同様の安全性を確保するためにどういう方法があるかというものを例示をしていく。これは例示としておりますのは、いろいろなイノベーションのある分野ですから、それじゃなきゃいけないということではなくて、こういうやり方がありますという例示であろう。また原本というのも法律によって大分意味合いが違っていきまして、意図する目的がありますので、コピーされないことが重要である場合と、契約の意思をどうやって立証するかとか、いろいろあるので、これもきちっと電子的な文書において原本とは何かということをもうちょっと詰めて、場合、場合によって同等の実験手法というものを例示していく必要がある。また、受け渡し等の本人確認のレベルというのも手続きによって違いますので、窓口の対応と電子的な対応をそろえていく。また、特に電子化で必ず、ユニバーサルアクセスという問題がありまして、いろいろなやり取りが電子化されることによって、それに取り残されてしまう方が出ないように、きちっと電子化された文書であっても、印刷した紙でしか受け取れない方も通用するようにしていくべきですけれども、そういったときに、仲介者が間に入って、電子でやり取りしている人々と紙でやり取りしている人々の間でどういったマッピングをしていく必要があるか、この辺も検討していく必要があるように思います。

この政治状況で大きく変わっているのですけれども、恐らく今後復興が本格化していく中で、行政事務の復旧というのは非常に重要なテーマになっていくと思いますので、恐らくなし崩し的に進む部分も含めて、きちっとITの専門家がこういった分野について見解を前倒し、前倒しで出していくということが非常に重要であるというふうに思います。

以上です。

○野原会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き事務局からお願いします。

○竹村参事官 次に、34ページ、「行政機関が保有する情報の再提出不要化について」でございまして。これは後藤委員が取りまとめをしていただいたものでございまして、かなり幅広い項目にわたって検討いたしました。44ページに「基本的な考え方」を取りまとめてございまして、説明をしたいと思っております。



まず、大きく2つに分けて、「行政機関が保有する情報の再提出不要化」ということと、それから「戸籍関係証明書の本籍地以外の市区町村での交付について」ということとでございます。

まず(1)のほうでございますけれども、各行政機関が管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を相互に参照する情報連携の仕組みを実現することによりまして、添付書類の削減ですとか届出手続き等の簡素化が可能になり、利用者の利便性の向上、行政事務の効率化、それから行政保有情報の正確性の向上を図っていくというものでございます。

ただ、現状、ヒアリングした結果によりまして、行政機関における個人情報保護ですとか、あるいは守秘義務に関する考え方、あるいはその解釈・運用が行政機関ごとでばらばらで、統一されておらず、行政機関間の情報連携を実現する上での障害になっているということとございます。

したがって、基本的な考えとして、申請者との対面による確認や現物性が不可欠な手続きを除いて、行政が保有する情報については、原則再提出を不要化とするという前提に立って、障害となる制度や運用の実態を洗い出して、法令・ガイドラインの解釈・運用の統一化を図るべきではないかということとございます。

その際、個別に各行政機関が検討を行うのではなくて、通則法の制定ですとか政府C I Oの創設を視野に入れて、I T戦略本部を中心として連携を密にして検討を行うことが必要であるということ。

それから、番号制度・I D制度の導入が検討されているわけでございますけれども、こういった検討と合わせて、より広範囲にわたる行政機関間の情報連携を組織・手続き横断的に実現するための制度の整備について検討することが必要である。

特に、本人の同意がある場合の個人情報について、行政機関間の情報連携により、その活用を可能にすることが必要ではないかということで、第三者機関による監視ですとか、アクセスログの確認等による個人情報の保護の仕組みの検討と合わせて制度の整備を検討することが必要である。

さらに、地方公共団体ごとに運用されている外字や文字コード等についても統一化に向けた検討が必要であるということとございます。

また、なお書きで書いてございますけれども、個別法令の改正によって実現が可能な行政機関内部の情報共有については、こういった検討にかかわらず速やかに進めるべきであるということとございます。

(2)の「戸籍関係証明書の本籍地以外の市区町村での交付について」でございますが、いろんなヒアリングですとか所管省庁との書面でのやり取りによりまして、こういった本籍地以外での交付及びデータセンター等本籍地以外での場所での管理については、現行法令における特段の制度的な障害は存在せず、一定の要件を満たしていれば現行法令下でも可能であるということが確認をできました。

したがって、まずこういった事実ですとか判断の観点、あるいは認容された事例等の情報について、関係者間で確実に共有することが必要であるということでございます。

ただし、戸籍システムの電算化はまだ8割程度の市区町村でしか行われていないこと、あるいは戸籍情報とその他の行政情報の紐付けが必ずしもできていないということから、制度以外の阻害要因が数多く存在するわけでございます。

こういった阻害要因について検討を進める上で、戸籍事務は戸籍法に基づいて本籍地の市区町村がその実施責任を負っているわけでございますが、戸籍事務において国が果たすべき役割に関する制度は整理が必要であるということでございます。

戸籍関係証明書を本籍地の市区町村以外での場所で交付する方法としまして、2つございまして、各市区町村が有する戸籍システムに個別にアクセスする方法と、国が主導してインフラ整備を行いまして、全国規模の情報連携を可能にする方法等が考えられます。

前者につきましては、住民票の写しのコンビニ交付と同様に、コンビニのキオiosk端末から住民基本台帳カードの空き領域に格納された方法によって認証を行い、市町村にある証明書発行サーバにアクセスする方法が考えられるということでございます。もちろんここについての技術的な問題点はございます。

それから、後者の全国規模のバックオフィス連携を戸籍関係情報について行うということにつきましては、個々の市区町村の対応に委ねるよりも効率的であるというふうに考えられますけれども、番号制度・ID制度の導入で実現する添付書類の削減ですとか手続き簡素化の取組みとの関係、あるいはセキュリティ、ニーズ、費用対効果も考慮して必要性について検討すべきということでございます。

「対処方針」でございますけれども、まず、「行政機関が保有する情報の再提出不要化」につきましては、先ほど申し上げたとおり、真に必要なものを除いて原則再提出を不要化するという前提に立って、法令・ガイドラインの改正ですとか解釈・運用の統一化を行う。

その際、税・社会保障にかかわる番号制度ですとか国民ID制度の検討に合わせて、情報連携の障害となる制度や運用の実態を洗い出して、通則法の制定や政府CIOの設置を視野に入れて、個人情報保護しつつ情報連携を実現するための制度の整備を検討し、必要な制度改正を行う。これは23年度中に検討、結論ということになってございます。

また、行政機関からの情報連携による添付書類の省略、申請手続き等の簡素化について、通則法の制定を視野に入れて、手続き・組織横断的に法令改正を含めた対応策を検討し、迅速に実施をしていくということでございます。

それから、個別の項目になりますけれども、こういったものとは別に、登記所間での登記情報の共有と添付書類の省略については法務省で取り組まれておりますので、速やかに検討、結論を得るということでございます。

なお、登記所間を越えたほかの行政機関との登記情報の連携と添付書類の省略につきましては、先ほど申し上げた行政機関間の情報連携ということに合わせて検討していくとい

うこととさせていただきます。

それから、(2)の「戸籍関係証明書の本籍地以外の市区町村での交付」につきまして、内閣官房、法務省、総務省が、住所地と本籍地が異なる住民に対するコンビニでの戸籍関係証明書の交付サービスについて、費用対効果を踏まえつつ、制度面、技術面の課題を検証し、実施をするということ、平成23年度中に検討、結論ということとさせていただきます。

それから、戸籍情報の全国規模での情報連携のための仕組みと添付書類の省略につきましては、先ほど申し上げたさまざまな行政機関間の連携の中で検討を進めるということとさせていただきます。

それから、次に参りまして、5番でございますが、「個人情報保護法 ガイドライン共通化に関する提言」でございます。これは高島委員が取りまとめ役になって議論をしたものでございます。49ページをご覧くださいと思います。

個人情報保護法に対して過剰反応ですとか委縮効果というものが指摘されているわけでございますけれども、縦割り行政による事業者の混乱を未然に防ぐためにも、できるだけわかりやすくなるようにガイドラインを共通化していくことを迅速に進めるべきではないかということとさせていただきます。

現在の個人情報保護法自体は主務大臣制度をとっているわけでございますが、ガイドラインの共通化など、全体的な活動については、消費者庁あるいは今後設置が見込まれる第三者機関が強力なイニシアチブをとって推進すべきであるということとさせていただきます。

それから、共通化されたガイドライン自体についても継続的に見直しを行うということ、その際にQ&Aなどを社会変化に合わせて充実をさせていくことが必要ではないかということとさせていただきます。特に事前の過剰な規制によりイノベーションの芽を摘まないようにすることに配慮すべきではないかということとさせていただきます。

50ページの4番のところ、**「対処方針（平成23年度内）」**に実施すべき事項として、消費者庁が中心となってガイドラインを共通化していくということで、現在の40のガイドラインを存在させたまま可能な範囲で文言を統一するということではなくて、まず統合化された共通ラインを1つ作成し、その上で各事業領域ごとに異なる部分だけのガイドラインを作成するというスタイルで共通化することを検討してはどうかということとさせていただきます。

その際、消費者庁がリードをとって、各省庁での対応の進捗を確認し、期限内に対応が終わるように管理をしていくということとさせていただきます。

それから、共通ガイドラインにつきましては、最低1年に一度の見直しを行い、Q&Aですとか事例集の充実を図るなど、社会情勢の変化に対応できるようにするということとさせていただきます。

それから、共通ガイドラインにおいては、個人情報など定義があいまいなために事業者が対応に苦慮していることについても、明確な対応策を示すべきであるということとさせていただきます。

それから、これは「提言」ということでございますけれども、国民ID制度ですとか、税と社会保障番号等の議論において、第三者機関の設置が検討されておりますけれども、個人情報保護法そのものの運用の観点においての第三者機関の有用性ですとか、必要な機能、運用方法などについてもあわせて検討すべきではないか。

それから、その際、主務大臣制とのかかわりも含めて、法改正を含めた検討が必要であるということでございます。

それからさらに、過剰な規制によって個人情報の有用性と保護のバランスが損なわれていないかということについて、有用性活用効果の定量化をするなどして、事前及び事後の状況を確認して必要に応じて修正していくべきではないかということでございます。

引き続きまして、6番に行きまして、「著作権制度の整備（フェアユース）について」でございます。これは岩瀬委員の取りまとめをお願いしていたものでございます。これは長く説明がございまして、60ページの「基本的考え方」のところをごらんいただきたいと思っております。

今、著作権制度につきまして法律の改正が議論されているわけでございますが、著作権制度は国民の財産権に関する制度であって、財産権を制限する法律をつくる以上は、具体的に困っているという立法事実が必要というのが所管の文化庁の意見でございました。一方、クラウドサービスを行っている事業者の方ですとか委員は、過去にイノベーションを阻害していた事実が存在し、利用者の立場を十分に反映してない現行の報告書に示された案では、将来的に新しいサービスを始めようとしたときに同様の問題が発生をするという可能性を指摘したものでございます。そういったサービスやイノベーションは包括的なフェアユース規定を有する米国で行われて、日本では行えない可能性があるのではないかという意見がございました。

このため、現在著作権分科会の報告書において報告されている案だけでは、情報通信分野におけるイノベーションを阻害し得ることから、法制上の問題を考慮しつつ、グローバルな競争環境でのイノベーション促進の観点から、利用者の立場を十分踏まえた上で著作権制度を見直していくことが必要ではないかということでございます。

「対処方針」としまして、平成23年度の著作権制度の検討において、個別制限規定の追加に実質的にとどまるのではなくて、権利者の経済的利益を不当に侵害しない範囲において、情報通信分野におけるイノベーションを阻害しないような包括的な権利制限の一般規定を設けることを検討する必要があるということでございます。

また、検討の際におきましては、どのようなサービスが提供されているか、また、将来どのようなサービスが提供され得るかについて十分な知見を有する者、利用者に参加させ、徹底的に議論をすべきである。また、こういった政府方針に沿って議論がされているかどうかについて、IT戦略本部など、政府方針を決定した組織において確認をしていくことが必要であるという対処方針でございます。

すみません、長くなりましたが、以上でございます。

○野原会長 ありがとうございます。

それでは、60ページまで、この第2章の「主要な項目に関する提案」について議論をしたいと思います。どなたかご発言はありませんでしょうか。お願いします。

○森会長代理 もう既に委員の皆さんの間で意見交換をある程度経ていきますので、それほど大きなことについて申し上げる部分はないかなと思うのですけれども、楠さんがいらっしゃっていますので、楠さんの原稿でちょっと申し上げますが、3番の「書面を要する手続き」の一番最後のところなんですけれども、「対処方針」の一番末尾で、「紙と情報技術の連携を通じて」というところで幾つか列挙していただいているのですが、1番目は電子署名法に限定せずに推定される要件を考える。2番目が、発信者が電子的手段で通信の相手方に対して通知する方法の例示を考える。3番目に、書面における契印、割印、訂正印等と、電子文書で同等の安全性を担保するための手法の例示というふうになっていて、これは特に今回の検討項目一覧の論点表と照らし合わせると非常にカバーする範囲の大きいところではあるかなと思うのですけれども、まず、この3番目の契印、割印、訂正印、捨印のところなんですけれども、これは必ずしも安全性の話ではなくて、どちらかというところと利便性というか、つじつま合わせというか、特に捨印なんて果たしてどうなのかというところもありますので、全体として安全性を担保するための手法というよりは、仮にこういったものが必要とされているのであれば、その趣旨を検討してその必要に応じて、どこかに書いていただいていたと思いますけれども、同等のものが提供できるようにするというような感じでよろしいかなと思います。

4番目もそうです。安全性ということですからけれども、原本写しというときに、必ずその安全性の話なのかどうなのかというところがありますので、法令で原本を要求しているのであれば、その趣旨を勘案して、同じようなものが提供できるというようなことでいいのかなというふうに思いました。

すみません、細かいことで。

○楠委員 今のご指摘は全く同感でありまして、実際には例えば紙の場合に典型的な、書き換えるとか、0を1個ふやすとか、いろいろな手口があって、それに対して歴史的に用いられてきた印鑑の機能がある。一方でその印鑑というのは我が国においては、いわゆるセキュリティを担保する手段としては既に危殆化しているにもかかわらず非常に強い法的効力を持っているという部分のギャップの中で、そこをITでどう考えていくかという問題だと思うのですけれども、本来これは最終的には裁判官の自由心証でいろいろな、ITだけじゃない周辺の証拠とかも含めてご判断されることだとは思っているのですけれども、一方で個別に検討すると、あれも危ない、これも危ないという話になってしまいがちで、何がしかの、大体こういう意味でこういうリスクを踏まえながらも実際には運用しているよねということをごだれかに言ってもらうことによって、あるレベルでのIT化というのが容易になる部分というのはあるだろうというふうに思っています、そこはきちっと法律のご専門の方々、行政学のご専門の方々、セキュリティ技術のご専門の方々と議論をしてい

く中で、このレベルでやっていることは、こういうリスクを社会として受け入れている中で、でも少なくともここまではやらなきゃだめだよねというようなところの相場感をつくっていく必要があるのかな。

ただ、これは必ずしも規制が既にあるって、ITでやっていることが無効だということではなくて、不安だけで、決まってないという問題だと思うのです。なので、きちっと検討して、大体これぐらいだったらできるよねというような相場感をつくっていくということが非常に重要だというふうに考えています。写しも同様です。

○野原会長 報告書に記載するという意味では、33ページで、押印についても、「電子文書で同等の安全性を担保するための手法の例示」となっているわけですがけれども、安全性だけには限らず、必要とされる機能と安全性を担保するというような表現に……。

○楠委員 そうですね。確かにおっしゃるように、大事なことは社会的な機能と同時に安全性なので、そこはもうちょっと一般化した書き方にしたいと思います。

○野原会長 よろしくをお願いします。

今のような話で森さん大丈夫ですか。

○森会長代理 はい、結構です。

○野原会長 ほかにいかがでしょうか。

先ほど松村委員もご到着されました、お疲れさまでした。ほかに特になければ、また第3章についても議論したいと思います。

委員のメンバーの中ではメーリングリストで共有しておりますので、内容については既に皆さん目を通しておられると思いますが、何かこの場で議論が必要なことがあれば、どうぞご発言をお願いします。

○森会長代理 これも書きぶりと言いますか、まず、ちょっと全般的なことなんでだらだら話してしまいますけれども、航空機登録申請の添付書類、かつて4番だったものですが、70ページのほうです。「基本的考え方」のところなんですけれども、別にこれ、ここしかないということじゃないのですが、「当該項目に対する基本的考え方」の最初のポツのところ、  
「航空機登録制度のオンライン化及び廃止の経緯は、既存の制度・手続きの見直しが不十分なまま、拙速なオンライン化を進めたために生じた典型的な失敗例の一つと言える。」というふうにあるのですけれども、ちょっとこのあたりをもう少し説明をしたほうがいいかなと思っていまして、これも先ほどの楠さんの原稿でカバーされている部分で、はっきり書いていただいている、こういう場合に、こういう前提をとらずに電子化すると問題があるのだということを楠さんの原稿で書いていただいているのですけれども、そういったことを若干個々の論点に入れていったほうがいいかなと思っていまして、失敗の典型例であるということだけですとちょっと説明不十分なのかなという気がしています。

同じようなことが、同じ論点の、今の「基本的考え方」で言えば、めくっていただいて次のポツのところなんですけれども、これも費用対効果の話をしていて、ここは比較的、書面・オンラインが合わせて各数百件というところから、なぜ費用対効果が合わないのか

という説明が出ているのですけれども、ほかのところにも費用対効果がばらばら出てきますので、そういうところも若干説明したほうがいいのではないかなというふうに思っています。

1つが拙速な電子化、費用対効果ということなんですけれども、もう1つが、例えば次の論点、5番目の論点で、航空機用火工品輸入手続きですから72ページからの論点ですが、これの「基本的考え方」のところを見ていただきますと、今度はこの重点化の話が2ポツに出てきていまして、「オンライン申請は、国民や企業による利用頻度が高い申請に限る等、国のオンライン申請においても重点化を図っている。自治体においても同様の観点からオンライン化を進めるべきだが、」ということなんですけれども、この「重点化」ということも、マジックワードにせず若干説明をしたほうがいいのかなというふうに思っています。

とりあえずそんなところですよ。このあたり、費用対効果とか重点化とか拙速で失敗しましたというようなことをもう少しきちんと説明したほうがいいのではないかなというのが私の考えです。

○竹村参事官 わかりました。そこら辺、もう少し詳しく書くようにします。

○野原会長 お願いします。

そのほかにいかがでしょうか。

○楠委員 今後の報告書の扱いを大変心配をしております、昨日も真夜中に、計画停電の案内をMSNでできないかと夜中の1時ぐらいにお電話をいただいて、ずっと対応していたのですけれども、恐らく各省とも大変お忙しくなっていますし、国会も恐らく補正予算等の議論が今後出てくると思うのですけれども、上位の団体である企画委員会が開かれるかどうかということも含めて、ここでの成果というものをどういうふうに社会に役立てていけるかという話を少しご議論できればというふうに考えていまして、やや各論を先にやったほうがよければそちらをやると思うのですけれども、私自身の考えとしては、恐らく法令改正を伴うものというのは大幅に遅れざるを得ないというふうに思うのです。各省協議というのも相当後ろになるでしょう。

ただ今回やってみて、少なくとも私の担当した紙と電子の連携をどうしていくかとか、書面の電子化の部分というのは、恐らく解釈の問題なので、ある程度ガイドラインを起こすなり、そこまで行かなくても、ある見解をオーソライズしてもらえば割と短期間でできるだろうということと、これは恐らく被災地が本当に復興だとかのフェーズになっていく段階で行政事務をどう回復していくかで重要なだけではなくて、恐らく電車も今いっぱいとまっていますけれども、在宅勤務でできる仕事の範囲を増やすためにもぜひ必要なことなので、何かしら各省にご負担にならない形で、民間でちょっと知恵を絞りたいとも思いますし、同時に、これから復興へ向かって事務を立て直される方々や、交通機関等が苦しい中で業務を立て直す民間の方々にとってお役にたてる形で、何とか前倒しでやる方法がないかということをご検討いただければというふうに思います。

○野原会長 事務局から何かコメントいただけることがありますか。この時点でというのはちょっと先が見えないとは思いますがけれども。

○吉田参事官 現時点で今の楠委員のご提案に対してちょっと明確なことを申し上げるのは困難なんですけれども、一般論的に申し上げますと、本専門調査会、これはいわゆる企画委員会にこのレポートバックをしていただきまして、その後、政治的ないろんな議論の中で必要な規制改革を行っていくということでございます。もちろんこの考え方自体は一切変更はございません。

ただ、ご案内のように、現在のような状況下におきまして、当初予定していたさまざまなスケジュール感というものがいろいろな面で影響を受ける可能性というのもまた否定できないと思っております。

ただ一方でいいまして、いわゆる事務レベルでのさまざまな各省の取組みにおいても、当然今回の震災等に対する対応というものは国として最優先事項でございましてけれども、ただそれ以外にも国民生活に関係するさまざまな行政事務はあるわけでございまして、本専門調査会でご議論いただいているようなこともそういうものに多々関係するものがございまして、当然のことながら、そのような事務についても粛々と対応していくというのが私どもの使命だと考えておりますので、ちょっとスケジュール感につきましては、今ご指摘のようなことを含めまして、可能な範囲で円滑に進めていくということを図っていきたくと思っておりますけれども、このあたりにつきましては、本日ご欠席の方もいらっしゃいますので、各委員ともご相談をさせていただきながら、今後の進め方についても整理をしていきたいと思っております。

○野原会長 ありがとうございます。

今の点について何かほかに。復興の過程で実際に役立てられる提案も多々あると思しますので、正式な手順と、それから各府省庁との折衝の中で情報をインプットしていただくというようなことも含めて、できる範囲でぜひやっていただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

そのほかに、個々の細かい点についてでも構いませんし、全般論についてでも構わないのですけれども、何かご意見がある方はおられますか。それではありがとうございます。

それでは、今日の議論、検討はここまでにして、この先に進めたいと思っております。当初の予定ですと、今日いただいた意見を踏まえてこの報告書をまとめていくということを予定しておりましたけれども、集まった委員の人数が少ないということもありまして、さらに今後メーリングリスト等で各委員の意見を再度調整した上で最終的な報告書を取りまとめるという方向にしたいと思っております。

最終的に委員会を開催するかどうかも含めまして、メーリングリスト等で議論をした上で進めていただきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。異議なしということで、ありがとうございます。

それで、まだ少し時間もございますので、できましたら各委員から、この専門調査会に



参加してのご意見、ご感想ですとか、全体に対してのご発言をお願いできればというふう  
に思っております。松村委員からお願いしてよろしいでしょうか。

○松村委員 従来の審議会、研究会のスタイルとかなり違っていたという印象です。これ  
は非常によかったと思います。従来のようなやり方が常に悪く、こちらのやり方が常に良  
いと言うつもりはないのですが、こういうやり方がふさわしい問題が多くあり、今回のテ  
ーマはまさにこのスタイルがふさわしかったと思います。私のほうも大変勉強になりました。  
ありがとうございました。

○野原会長 ありがとうございます。

楠委員をお願いします。

○楠委員 いろいろとご無理をやらしていただいて、ニコ生の中継から始まって、委員席  
に電源を置いていただいたりですとか、いろいろフィードバックを見ながらご議論させて  
いただいて、いろいろ模索しているところもあると思うのですが、大きな1つの  
きっかけにはなったのではないかというふうに思っております。本当にいろいろわがまま  
をこれだけ聞いていただきまして、事務局の皆様、ご覧になっている皆様、本当にありが  
とうございました。

最後に、ちょうど私、金曜日に被災をして品川に泊っていたのですが、そのとき、  
ユーストリームとニコニコ動画でテレビを見ることができまして、おかげで情報難民には  
ならず済んだ。まさにこの震災をきっかけに、これまでずっと議論していたことの多く  
が、この数日間で劇的に変わってしまっていて、もっともっとやるべきことがあると思うので、  
ぜひ震災対策と規制緩和というのはばらばらの議論ではなくて、今まさに復興のためにや  
るべきことがいっぱいある、できることがいっぱいあるという気持ちできちっと今後の復  
興のために貢献をしていきたいというふうに思います。

○野原会長 ありがとうございます。

では会長代理をお願いします。

○森会長代理 私にとっても大変勉強になる委員会でした。会長代理と言いながら、実際  
に代理として機能したのは1回だけで、隣でずっと司会を拝聴しているだけだったので  
けれども、本当に専門性のほとんどない論点についてのお話でしたので、果たして貢献で  
きるのかとずっと思いながらやらせていただいていたのですが、ある意味では新しい問題  
の検討の仕方みたいなことを示せたのではないかなというふうに思っています。

今後もこういう、いろんな意味で新しいやり方ではありますけれども、特に規制緩和と  
いうこととは親和性があるのではないか。規制緩和に当たってはいろんな分野の専門家、  
それが必ずしもその論点の専門家ではないわけですが、集まってきて、自分たちの  
知見のあるところだったらこうなんですけれども、私はここでの話は知りませんが、これ  
はこうなんじゃないのですかといったような議論がたくさんありましたので、そういうと  
ころから突破口を見出すということができないのではないか、あり得るのではないかとい  
うふうに思っています。

個人的には大変勉強になりました。ありがとうございました。

○野原会長 最後に私からもご挨拶させていただきたいと思います。

この専門調査会は、企画委員会の指示を受けまして、委員メンバー10名でスタートしました。メンバーの中の7名は30代で、大変若いメンバー構成での委員会で、その結果非常に新しい取り組みができたと思っております。

例えば、ネット利用も非常に活発でしたし、折田委員には二度にわたってアメリカからも参加いただくことができました。これも画期的なことだと思います。

それから、見える化をするという意味でも意義が大きかったと思います。委員会をネット中継したことで、毎回3万人近い方々から見ていただくことができました。こういう各省庁が実施する委員会を3万人の方が見られるということは、これまでほとんどなかったのではないかと思います。

また、検討の方法としても、個々のテーマごとに立場の異なる多方面の関係者の方々に集まっていただいて、それぞれの立場をヒアリングして議論するという形式であったため、その問題の実態や意見の食い違いの様子を非常に赤裸々にお見せすることができました。その意味でも、見える化できてよかったのではないかと思います。

そして、何よりも委員の皆さん1人ひとりが、ほかの委員会とは比べ物にならないほど主体的に参加して、資料や報告書も作成しました。私自身これまで数多くの委員会に参加しましたが、これほど委員の皆さんが主体的に参加された委員会はただ1つもなかったと思います。こうした形での新しい取り組みをひとつひとつやっていくことが、今後の委員会のあり方、あるいは政策検討のあり方を改革することにつながるのではないかと強く思いました。

そして、そうした新しい取り組みをしっかりと支えてくださった事務局の皆さん、そして各回に来ていただいたヒアリングの対象者の方々には、大変感謝しております。どうもありがとうございました。

若いメンバーでもあり、私も座長は初めての経験で、未熟なことが多かったと思いますが、それゆえに新しいことにも果敢に挑戦ができて、意義ある委員会ができたのではないかと思います。

このたびの大震災がありまして、これから復興に向けて、これまで議論してきたのとは少しイメージの違う形での進展もあるかと思っておりますけれども、先ほど皆さんからも意見がありましたように、復興の過程でぜひ新しい取り組みにもつなげていただきたいと思いますので、規制・制度だけでなく、ぜひともいろいろな場面でこの検討結果を生かしていただけたらと思います。

私のほうからは以上で挨拶を終わらせていただきます。今日は阿久津政務官にも来ていただく予定だったのですが、政務官は防災の担当もしておられて、今日は欠席しておられます。残念ながらお話しはいただけないのですが、この結果を企画委員会にきちんと説明をして生かしていただきたいと思いますと思っております。

それでは、以上で本日の会合を閉会したいと思います。事務局からは何かございますでしょうか。

○竹村参事官 ただいま森会長代理からご指摘いただきました件ですとか、改めてメーリングリストを通じて確認をしていただきまして、最終的な報告書として取りまとめていただきたいというふうに思います。

どうもありがとうございました。

○野原会長 ありがとうございました。

それでは、以上で本日の会合を閉会いたします。本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

閉会